

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針

1(目的)

この指針は、国の指針に基づき指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(以下「施設」という。))における入所の取り扱いに関する基準を明らかにすることにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の合理的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2(入所の対象となる者)

入所の対象となる者は、要介護1～5と認定された者とする。

3(入所の申し込み)

(1)申込方法

1. 入所の申込は、当該施設備え付けの入所申込書(別紙1)・介護支援専門員等意見書(別紙2)に被保険者証(写)、直近三ヶ月のサービス利用票(写)、サービス利用票別表(写)を添付の上、当該施設へ申し込むものとする。
2. 申込者は、申込事項に変更等が生じた場合は、入所申込事項の変更申し出を行うものとする。
3. 直近三ヶ月のサービス利用票等(写)がない場合には、その状況について申込者から説明を受けるものとする。
4. 介護支援専門員等意見書については、担当介護支援専門員等が作成するものとする。

(2)更新の申込み

1. 申込みの有効期限は受付日より1年とし、申込者は1年毎に更新の申込みを行うものとする。
2. 更新の申込み方法は、当初の申込みと同様の手続きとする。

(3)入所受付簿の整備

1. 施設が、入所申込書及び変更の申し出を受理した場合は、入所受付簿にその内容を記録して管理しなければならない。
2. 申込者から入所辞退の申し出や除外等の事由が生じた場合は、入所受付簿から削除するものとする。

4(入所検討委員会)

- (1)施設は、入所の決定に係わる事務を処理するために、合議制による入所検討委員会(以下委員会という。)を設置しなければならない。
- (2)委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成し、施設長が委員長となる。

なお、委員会には施設職員以外の第三者を加えること。

施設職員以外の第三者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任されている第三者委員等が望ましい。

- (3) 委員会は、委員長が招集し、利用者の変動に合わせて開催する。
- (4) 委員会は、入所順位表の調整を行う。
- (5) 委員会は、審議の内容を開催の都度記録し、これを 2 年間保管しなければならない。

5(入所順位表の調整)

(1) 調整方法

入所順位表は入所受付簿を基に調整する。入所順位表の順位は、入所申込者に対して別表に定める入所申込者評価基準に基づく評点の高い順に優先順位を定める。

なお、必要に応じて個別評価事項について配慮し、修正を加える。

また、順位が同一の場合は、申し込みの早い者を上位とする。

(2) 個別評価事項は以下のとおりとする。

1. 性別(部屋単位の男女別構成を考慮する)
2. その他、特別に配慮しなければならない個別の事情(現に医療機関等に入院(所)している者で、当該施設から退院(所)を求められている者の取り扱いを含む)

6(特別な事由による入所)

次に掲げるいずれかの場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。但し、次回の委員会で報告するものとする。

1. 災害や事件・事故等により委員会を招集する余裕がないとき。
2. 老人福祉法第 11 条(第 1 項二)に規定する措置委託による場合。

7(入所辞退の取り扱い)

施設長が入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により入所辞退があった場合には、入所が必要になった時点で再度入所申込をするものとする。

8(指針の適正な運用について)

- (1) 各施設は、この指針に基づき、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 県及び市町等は、この指針の適正な運用について、施設等に対し必要な助言を行うことができる。
- (3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、本指針の内容について適切に説明するとともに、その運用に対して入所希望者や家族等から説明を求められた場合には、適切に対応出来るよう、責任者或いは窓口を明確にしておくものとする。

る。

(4)市町等と関係団体が当該市町に所在する施設を対象として、独自の指針を策定する場合は、その指針によるものとする。

9(指針の公表について)

この指針は公表するものとする。

なお、県及び市町等の協力を得て、広く周知に努めるものとする。

10(守秘義務について)

この指針の運用に関わる者(入所検討委員会の第三者委員も含む)は、入所申込者について知り得た個人情報について守秘義務を負うものとする。

なお、この守秘義務は、退職等によって本指針の運用に関わることがなくなった後も引き続き継続するものとする。

11(指針の見直しについて)

本指針は、見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。見直しに当たっては、長崎県老人福祉施設協議会、長崎県及び市町等で協議するものとする。

12(附則)

(1)この指針は平成15年6月1日より施行する。(但し、申込みについては5月10日から受け付けるものとする)

(2)この指針は平成23年2月17日一部改正し、4月1日より適用する。